

## 参考資料 江堂駅北口地区地区計画 新規

### 江堂駅北口地区地区計画

名 称	江堂駅北口地区地区計画	
位 置	藤沢市江堂神台一丁目及び江堂神台二丁目地内	
面 積	約 26.0 ha	
本地区はJR江堂駅北口に位置し、湘南の豊かな自然と生活文化に、新産業が融合して育まれる「都市拠点」として、都市基盤施設の整備とあわせて、大規模工場跡地の土地利用転換を進めるとともに、市民・企業・行政が協働認識のもと、商業開発施設、広域連携施設、医療・健康・健遊機能、複合都市機能などの多様な機能の集積を図る地区である。		
地区計画の目標		
1) 柔軟な都市活動が地域的に連携する拠点 2) 多様な都市活動が地域的に連携する拠点 3) 極端な都市まちづくり方針に沿った機能の立地及び周辺市街地との調和に留意し、魅力と駅へのかか都市環境の形成と都市機能などの集積を図ることを目標とする。 4) 地域活性化を伴つ都市拠点の形成を目指して、商業開発施設、広域連携施設、医療・健康・健遊機能などの中核機能を図る。		
土地利用に関する方針		
1) 交通広場 ① 江堂駅北口の将来交通需要に対する公共交通等の駅前交通を円滑に処理する交通広場を整備する。 ② 萩ヶ崎市域などからのアクセスの利便性を高めため、西口広場を整備する。 2) 道路 ① 地区の骨格となるシンボル性の高い空間軸として、北口交通広場と国道1号を街び、主に駅前目的交通を担う江堂駅北口大通り線を整備する。 ② 隣接する羽鳥地区及び同地区北東部から江堂駅への交通アクセスへの交通アクセス機能を整備する。 ③ 沿道街区へのサービス機能を確保するため、江堂神台東西線を整備する。 ④ 新たな土地区画整理事業における駅周辺の円滑な東西交通誘導のため、江堂駅切妻アーチ線を拡幅整備する。 ⑤ JR東海道線以南地域から地区内へのアクセス利便性への配慮、及び江堂神台東西線の補完路線として東西方向の区画道路1号を整備する。 ⑥ 江堂駅北口大通り線と江堂神台南北線を結び、地区内施設に対するアクセス機能を確保する区画道路2号を整備する。 ⑦ 西側隣接地区的な生活機能及び利便性に配慮し、市境道路を再整備する。 ⑧ 北側及び東側の隣接地区的な生活機能及び利便性に配慮し、道路を再整備する。 ⑨ その他、地区内の街区へのアクセス機能を確保する区画道路を整備する。 3) 公園 地域の防災機能の強化に資するため、江堂駅北口大通り線と江堂神台東西線が交差する場所に、安らぎと交流が生まれる公園を整備する。 4) その他 ① 江堂駅本屋口の駅機能の強化として、連絡デッキを整備する。 ② 交通広場周辺に運動・通学用の駐輪場を整備する。 ③ 地区内の回遊性と地区内外のアクセシビリティを高めため、安全で快適な歩行者動線を確保する。 ④ 大規模な街区については、歩行者の利便性向上のため、通り抜け可能な歩行者空間の整備を図る。 ⑤ 地区全体の景観への配慮とライフラインの円滑な供給の観点から、架空線・地下埋設物の地下埋設共同化を図る。 ⑥ 江堂神台東西線の西端部は隣接都市計画区域から江堂駅への歩行者利便性の確保の必要性から、歩行者用道路を整備する。		
区域の整備、開発及び保全の方針 公共施設等の整備の方針		

	<p>1) 新しい都市基点に相応しい優れた街並み景観を形成するとともに、周辺環境に配慮した市街地形成を図るため、建築物の用途の制限など、地区特性に応じて必要な建物等に関する事項を定める。</p> <p>2) 魅力ある都市景観を形成するために、ランドマークとなる建築物等を配置するとともに、建築物の形態、意匠については、地区全体としての調和を図る。</p> <p>3) 隣接市街地との調和を図るため、周辺環境に配慮した街並み形成を図るとともに、日影の影響を及ぼす建物にについては、地区外の月途径地及び地区内の土地利用に配慮し、建築物の高さに応じて日影の規制の対応を図る。</p> <p>4) 道路や広場などの公共空間と一体となつた歩行者空間や緑化空間などを確保するとともに、主要な道路交差点においては歩行者の憩いの場となる広場を設ける。</p> <p>5) ゆとりと開いたある空間を生みだすために、公共の空地と連続した良好な環境を有する歩道状空間などを確保する。</p> <p>6) 環境の向上と興味に配慮し、敷地内の绿化を推進する。また、敷地境界では、植栽による良好な都市景観の形成や、敷地双方の一体的な歩行者空間及び周辺環境へ配慮した緑地帯の形成などを図る。</p> <p>7) 開発需要に対応し、都市環境に配慮した駐車場及び運輸場の導入を図る。また、車の出入口について、周辺市街地創道路及び歩行者空間との関係に配慮する。</p> <p>8) 基盤施設としての貯留施設等の設置と併せ、自己の敷地に貯留施設等の設置を誘導するなどして、雨水対応を図る。また、環境共生、省エネルギー及びサ持续等の環境負担低減に努める。</p> <p>9) 都市の防火を図るため、建築物はA街区、C-1及びC-2街区は防火地域、その他の街区（C-3、C-4街区及びE-4からE-7街区を除く。）は準防火地域に規定された仕様とする。</p> <p>10) 安全・安心なまちづくりを図るため、建築物等の配置・照明計画等に配慮し、防犯対策に努めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を図る。</p> <p>11) 道路、公園など、都市基盤施設の整備により土地利用転換後に見直すことを想定する指定期率をA街区、C-1街区及びC-2街区については概ね400%、その他の街区については概ね200%と設定し、都市地点に相応しい地域の公的的な算定度合、環境の整備改善に資する建築計画の内容等を適切に評価し、容積率の最高限度を指定することにより、地区特性に応じた都市空間を形成する。</p>
区域の整備、開発及び保全の方針 建築物等の整備の方針	

	面 程	約 26.0ha
再開発等 促進区	土地利用に関する 基本方針	<p>1) A 街区は公共交通の高い利便性を活かした駅近い空間を形成するために、複合都市機能にふさわしい商業、業務、文化、アミューズメント、宿泊、サービス機能などの導入をするとともに、地区の玄関口として魅力と潤いのある北口駅前広場空間及び江戸駅北口大通り緑道空間と一体となった駅近い歩行者空間を形成する。また、A-1 街区内においては、北口交通広場、B 街区、C-1 街区及び神宮公園方向へ立地施設と調和した歩行者ネットワークを形成する通路と併せた施設利用者の憩いの場、賑わいを創出するための広場を設ける。</p> <p>2) A-4 街区については、C 街区との連携を図り、広域行政サービス機能、産学連携機能、業務機能、保育・教育機能等の導入を図る。</p> <p>3) B 街区は様々な世代・ライフスタイルが異なり、安全で快適な歩行者動線を確保する通路を設け、併せて、居住者等のコミュニケーション形態に寄与するブレイロットを設ける。</p> <p>4) C 街区は駅近い歩行者動線を確保する通路を設け、駅近い歩行者空間を形成する東西南北の歩行者空間を形成する。また、C-1 街区は隣接する神宮公園と一緒に歩行者空間を形成する南北方向の通路を設ける。なお、C-3、C-4 街区については、業務、商業、住宅などの機能の導入を図る。</p> <p>5) D 街区は高度先端医療機器等を中心、健康・子育て・介護・医療・ビジネス機能、医療ビジネス機能及びこれらに付属する機能などの導入を図るとともに、都市環境に配慮した施設配置の説明を図る。</p> <p>E-4 から E-7 街区については、業務、商業、住宅及びコミュニケーション機能等の次世代型の産業、業務の観点に相応しい研究開発施設や産学連携機能などの導入を図る。なお、E-4 から E-7 街区に於ける各機能の導入を図る。</p>
主要な公共施設の 配置及び 規模	主要な公 共施設の 配置及び 規模	区画道路 1 号 幅員 19m 延長 約 100m 区画道路 2 号 幅員 12m 延長 約 240m
地区施設 の配置及 び規模	地区施設 の配置及 び規模	歩行者用道路 1 号 幅員 19m 延長 約 55m 区画道路 3 号 幅員 8m 延長 約 65m 区画道路 4 号 幅員 6m 延長 約 125m 区画道路 5 号 幅員 6m 延長 約 50m 区画道路 6 号 幅員 6m 延長 約 115m
地 区 整 備 計 画	地区施設 の配置及 び規模	<p>歩行者用道路 2 号 幅員 4m 延長 約 55m 歩道状空地 1 号 幅員 2m 延長 約 360m 歩道状空地 2 号 幅員 2m 延長 約 570m 歩道状空地 3 号 幅員 2m 延長 約 690m 歩道状空地 4 号 幅員 2m 延長 約 230m 歩道状空地 5 号 幅員 3m 延長 约 200m 歩道状空地 6 号 幅員 3m 延長 约 340m 歩道状空地 7 号 幅員 2m 延長 约 130m 歩道状空地 8 号 幅員 2m 延長 约 270m 歩道状空地 9 号 幅員 2m 延長 约 205m 歩道状空地 10 号 幅員 3m 延長 约 275m</p> <p>その他の 公共 空 地</p>

面積	約26.0ha	再開発基本方針	再開発促進区
1) 約26.0ha	1) A街区は公共交通の高い利便性を活かした賑わい空間を形成するために、複合都市機能にふさわしい商業、業務、文化、アミューズメント、宿泊、サービス機能などの導入をするとともに、地区の玄関口として魅力と潤いのある北口駅前広場空間及び淀蟹北口大通り幹道空間と一体となつた賑わいあふれる歩行者空間を形成する。また、A-1街区においては、北口交通広場、B街区、C-1街区及び神台公園方向へ立地施設と連絡した歩行者ネットワークを形成する通路と併せた施設利用者等の憩いの場、辰川を創出するための足場を設ける。	A-4街区については、C街区との連携を図り、大阪府交番サービス機能、産学連携機能、業務機能、居住・教育機能などの導入を図る。	
2)	B街区は様々な世代・ライフスタイルが展開される都心型住宅を中心とし、生活サービス機能や、コミュニケーション機能など、コミュニティ形成に寄与するブレイロットを設ける。	B街区は適度・広域幹線道路等による周辺地域からのアクセシビリティ活性化を図ることと併せて、居住者等のコミュニティ形成に寄与する防災機能や広域行政サービス機能、産学連携・教育機能、業務機能、商業施設及び産学連携する神台公園と一体的な歩行者空間を形成する車両南北の歩行者空間を形成する。また、C-1街区に隣接する神台公園と一体的に歩行者空間を形成する南北方向の通路を設ける。	
3)	C街区は鉄道・広域幹線道路等による周辺地域からのアクセシビリティ活性化を図ることとともに、地域コミュニティの交流を促進する車両南北の歩行者空間を形成する。なお、C-3、C-4街区については、業務、商業、住宅などの機能の導入を図る。	D街区は高密度先端医療機能等を核に、健康・予防問題機能やメディアカル・フィットネス機能、医療ビジネス機能及びこれらに附属する機能などの導入を図ることとともに、都市環境に配慮した施設配置の説明を図る。	
4)	E街区は診療センター、福祉・医療ビジネス、情報・映像、高分子化学機能等の次世代型の産業・業務の拠点に相応しい研究開発施設や産学連携機能などの導入を図る。	E-4からE-7街区については、業務、商業、住宅及びコミュニティ施設などの機能の導入を図る。	
5)			
主要な公共施設及び規模	面積 約1,000m <sup>2</sup>	主要な公共施設及び規模	面積 約1,000m <sup>2</sup>
区画道路 1号	幅員 19m 延長 約 100m	区画道路 3号	幅員 8m 延長 約 65m
区画道路 2号	幅員 12m 延長 約 240m	区画道路 4号	幅員 6m 延長 約 125m
その他		区画道路 5号	幅員 6m 延長 約 50m
その他の公共空地		区画道路 6号	幅員 6m 延長 約 115m
地区施設の配置及び規模		歩行者用道路 1号	面積 約1,000m <sup>2</sup>
		歩行者用道路 2号	面積 約 35m
		歩道状空地 1号	幅員 2m 延長 約 360m
		歩道状空地 2号	幅員 2m 延長 約 570m
		歩道状空地 3号	幅員 2m 延長 約 690m
		歩道状空地 4号	幅員 2m 延長 約 230m
		歩道状空地 5号	幅員 3m 延長 約 200m
		歩道状空地 6号	幅員 3m 延長 約 340m
		歩道状空地 7号	幅員 2m 延長 約 130m
		歩道状空地 8号	幅員 2m 延長 約 270m
		歩道状空地 9号	幅員 2m 延長 約 205m
		歩道状空地 10号	幅員 3m 延長 約 275m
		その他の公共空地	

地区の区分	地区の名称	A-1 街区	A-2 街区①	A-2 街区②	A-3 街区	A-4 街区	B-1 街区	B-2 街区	B-3 街区
建築物等の用途の制限	建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。	次に掲げる建築物にては建築してはならない。
建築物等に関する事項		<p>1. 百貨店、店舗、飲食店 2. ホテル又は旅館 3. 動場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（A-2街区①及びA-3街区については、音楽堂を除く。）、コンベンションホール、展示場 4. 図書館、博物館、美術館その他 5. 大学又は高等専門学校、専修学校、各種学校 6. 放送局又は放送局に隣接するスタジオ 7. 放送局又は放送局に隣接するス</p> <p>タジオ 8. 事務所 9. 診療所 10. 事務所、託児所 11. 公衆浴場 12. 動物病院、ベットショッピング（小動物を対象とした宿泊施設を含む。） 13. カラオケボックス、ポーリング場、娯楽施設 14. 自動車駐車場、自転車駐車場 15. 自動車修理工場（作業場の床面積が300㎡を超えないものに限る。） 16. 駅舎、立体歩道、交通関連施設、巡回派出所、公衆便所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 17. 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>1. 百貨店、店舗、飲食店 2. ホテル又は旅館 3. 動場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（A-2街区①及びA-3街区については、音楽堂を除く。）、コンベンションホール、展示場 4. 図書館、博物館、美術館その他 5. 大学又は高等専門学校、専修学校、各種学校 6. 放送局又は放送局に隣接するスタジオ 7. 放送局又は放送局に隣接するス</p> <p>タジオ 8. 事務所 9. 診療所 10. 事務所、託児所 11. 公衆浴場 12. 動物病院、ベットショッピング（小動物を対象とした宿泊施設を含む。） 13. カラオケボックス、ポーリング場、娯楽施設 14. 公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 15. 前各号の建築物に附属するもの 16. 駅舎、立体歩道、交通関連施設、巡回派出所、公衆便所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 17. 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途のいわゆるから主たる用途として診療所、事務所、店舗、飲食店、集合宿（音楽堂を除く。）、保育所、託児所又は老人福祉施設の用途に併用する建築物 3. 公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 4. 前3号の建築物に附属するもの 5. 併用、飲食店、集合宿（音楽堂を除く。）、コンベンションホール、展示場 6. 店舗、飲食店 7. 事務所 8. 診療所 9. 保育所、託児所 10. 老人福祉施設 11. 公衆浴場 12. 動物病院、ベットショッピング（小動物を対象とした宿泊施設を含む。） 13. カラオケボックス、ポーリング場、娯楽施設（小動物を対象とした宿泊施設を含む。） 14. 公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 15. 前各号の建築物に附属するもの 16. 駅舎、立体歩道、交通関連施設、巡回派出所、公衆便所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 17. 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途のいわゆるから主たる用途として診療所、事務所、店舗、飲食店、集合宿（音楽堂を除く。）、保育所、託児所又は老人福祉施設の用途に併用する建築物 3. 公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 4. 前3号の建築物に附属するもの 5. 併用、飲食店、集合宿（音楽堂を除く。）、コンベンションホール、展示場 6. 店舗、飲食店 7. 事務所 8. 診療所 9. 保育所、託児所 10. 老人福祉施設 11. 公衆浴場 12. 動物病院、ベットショッピング（小動物を対象とした宿泊施設を含む。） 13. カラオケボックス、ポーリング場、娯楽施設（小動物を対象とした宿泊施設を含む。） 14. 公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 15. 前各号の建築物に附属するもの 16. 駅舎、立体歩道、交通関連施設、巡回派出所、公衆便所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な建物 17. 前各号の建築物に附属するもの</p>				

	A-1 街区	A-2 街区①	A-2 街区②	A-3 街区	A-4 街区	B-1 街区	B-2 街区	B-3 街区
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項の各号に掲げる用に供する建築物 2. マージャン屋、ぼちんこ屋、性的場、勝馬投票券発売所、境外券券元場、その他これらに類するもの 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物	10分の10	10分の10	10分の40	10分の40	10分の40	10分の20	10分の10
建築物の容積率の最高限度	ただし、図書館、博物館、美術館その他の文化施設、公会堂、集会場、コンベンションホール、異不場、保育所、老人福祉施設その他公益なる用金、大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の用添又は医学運営施設の用途に供する部分については10分の10の範囲内で計算することができる。							
建築物の敷地面積の最低限度	たゞし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。 1. 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間ににおいて、平均地盤面からの高さが4mの水平面（当該建築物の敷地内の部分を除く。）において、次に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせない。	39,000 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	800 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	800 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>
建築物の最高限度	たゞし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。 1. 建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとするとともに、次に示す高さを超えてはならない。 45m							
建築物等の高さの最高限度	2. 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間ににおいて、平均地盤面からの高さが4mの水平面（当該建築物の敷地内の部分を除く。）において、次に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせない。							
整備に関する事項	対象地区 対象地区 当該街区計画の地区内 (B-1,B-2,B-3,D-1,D-2,E-1, E-3,F-4,F-7)街区 当該地区計画の地区内 (C-3,C-4,E-2,E-5,E-6)街区 当該地区計画の地区外 (工業地帯) 当該地区計画の地区外 (第1種住居地帯及び新興商業 地域)	敷地境界線からの水平距離 が5mを超える10m以内の範 圍における日影時間 4時間 5時間 5時間 5時間 4時間	敷地境界線からの水平距離 が5mを超える10m以内の範 圍における日影時間 2.5時間 3時間 3時間 2.5時間 2.5時間	敷地境界線からの水平距離 が5mを超える10m以内の範 圍における日影時間 3時間 3時間 3時間 5時間 4時間	敷地境界線からの水平距離 が5mを超える10m以内の範 圍における日影時間 4時間 4時間 5時間 5時間 4時間	敷地境界線からの水平距離 が10mを超える範囲にお ける日影時間 2.5時間 3時間 3時間 2.5時間 2.5時間	敷地境界線からの水平距離 が10mを超える範囲にお ける日影時間 2.5時間 3時間 3時間 3時間 2.5時間	敷地境界線からの水平距離 が10mを超える範囲にお ける日影時間 2.5時間 3時間 3時間 3時間 2.5時間
	2. 前項の適用においては、建築基準法第56条の2第2項から第5項を適用する。 3. 前項の適用においては、建築基準法第56条の2第2項から第5項を適用する。							

地区の区分	地区の名称	C-1 街区	C-2 街区①	C-2 街区②	C-2 街区③	C-3 街区	C-4 街区
		地区の面積	約2.8ha	約0.4ha	約0.3ha	約0.4ha	約0.2ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。			次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。
建築物等に因する事項	1. 官公署の庁舎又は支所、公共公益関連施設 2. 大学又は高等専門学校、専修学校、各種学校 3. 図書館、博物館、美術館その他の文化施設 4. 勝場、社会体験學習施設、公会堂、集会場（音楽を除く。）、コンベンションホール、展示場 5. 事務所、研究施設 6. 保育所、託児所 7. 老人福祉施設 8. 自動車庫、自転車駐車場 9. 前各号に掲げる用途のいだれかを主たる用途として店舗又は飲食店の用途に併用する建築物 10. 防災備蓄庫 11. 公衆廻所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4第4号、第5号に掲げる公益上必要な施設 12. 前各号の建築物に附属するもの			1. 公署の庁舎又は支所、公会 公益関連施設 2. 大学又は高等専門学校、専修 学校、各種学校 3. 図書館、博物館、美術館その 他の文化施設 4. 勝場、公会堂、集会場（音 楽を除く。）、コンベンションホー ル、展示場 5. 事務所、研究施設 6. 前各号の建築物に附属するも の 7. 公衆廻所、公衆電話所及び建 築基準法施行令第130条の4第4号、第5号 に掲げる公益上必要な施設 8. 前各号の建築物に附属するも の	1. 住宅、長屋、共同住宅、寄宿 舎又は下宿 2. 観光施設その他これらに 類するもの 3. 工場 4. 事務所 5. 集会所（町内会等、一定の地 区の住民を対象としたものに 限る。） 6. 自動車庫、自転車駐車場 7. 集会所（町内会等、一定の地 区の住民を対象としたものに 限る。） 8. 前各号の建築物に附属するも の	1. 住宅、長屋、共同住宅、寄宿 舎又は下宿 2. 観光施設その他これらに 類するもの 3. 工場 4. 事務所 5. 店舗、飲食店 6. 自動車庫、自転車駐車場 7. 集会所（町内会等、一定の地 区の住民を対象としたものに 限る。） 8. 前各号の建築物に附属するも の	1. 住宅、長屋、共同住宅、寄宿 舎又は下宿 2. 観光施設その他これらに 類するもの 3. 工場 4. 事務所 5. 店舗、飲食店 6. 自動車庫、自転車駐車場 7. 集会所（町内会等、一定の地 区の住民を対象としたものに 限る。） 8. 前各号の建築物に附属するも の

地区の区分	地区の名称	D-1 街区	D-2 街区	E1・2 街区	E3 街区	E4・5・7 街区	E-6 街区
建築物等の用途の制限	地区的面積	約2.7ha	約0.7ha	約2.7ha	約0.8ha	約0.6ha	約0.4ha
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。
建築物等に関する事項							

- 次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。  
 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項の各号に掲げる用に供する建築物  
 2. マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの  
 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物

地 区 整 備 計 画 項 目	建築物の容積率の最高限度		D-1街区		D-2街区		E-1,2街区		E-3街区		E-4,5,7街区		E-6街区	
	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物等の高さの最高限度
建築物等に備する事項	ただし、高度先端医療機能施設及び関連施設の用途に供する部分については、10分の10の範囲内で加算することができる。	たゞし、高度先端医療機能施設、治療機施設及び関連施設の用途に供する部分については、10分の10の範囲内で加算することができる。	10分の20											
建築物の敷地面積の最低限度	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>
建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第6号本文に定める高さとするとともに、次に示す高さを超えてはならない。  2. 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真人影による午前8時から午後4時までの間ににおいて、平均地盤面からの高さが4mの水平面（当該建築物の影地内の部分を除く。）において、次に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせる高さの建築物を建築してはならない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。
5	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m	45m

〔区域、再開発等准区の区域、街区整備計画の区域は計画図表示のとおり〕

3、前項の適用においては、建築基準法第56条の2第2項から第5項を適用する。

四  
二



